

養父市指名停止基準

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この基準は、入札参加資格者に対する指名停止の措置等に関し、必要な事項を定め、市における契約事務の適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者 市が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者として登録されている者をいう。
- (2) 指名停止 一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、市長が、契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (3) 契約担当者 市長又は契約を締結する権限を委任された者をいう。
- (4) 公共建設工事等 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。
- (5) 重傷者 治療30日以上 の傷病を負った者をいう。
- (6) 公共機関 贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、公社、公団等）をいう。
- (7) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (8) 業務関連法令 次に掲げる法令をいう。
 - ア 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全法令
 - ウ 建築基準法その他の法令
- (9) 重大な違反 業務関連法令違反により監督官庁から処分を受けた場合、同法令違反容疑で逮捕、書類送検又は起訴された場合等をいう。
- (10) 悪質な事由 当該発注者に対して入札参加資格者等が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。
- (11) 建設工事等 建設工事、業務委託、製造の請負及び物品の購入等をいう。
- (12) 補助金等 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- (13) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、入札参加資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、入札参加者審査会の議を経て、これらの表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 契約担当者は、指名停止を受けた入札参加資格者を、停止した時点で現に指名しているときは、そ

の指名を取り消すものとする。

- 3 契約担当者は、建設工事等の契約のため、指名を行うに際し、第1項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成委員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、これらの表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 入札参加資格者がいずれかの事案により措置要件の2件以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

- (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件を掲げる別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次の2号に掲げる場合を除く。）。

- (2) 別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

- (3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- 3 市長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表第1及び別表第2に定める指名停止の期間並びに前項の規定により定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

- 4 市長は、入札参加資格者について極めて当該発注者に対して入札参加資格者等が不正行為の働きかけを行った場合等(以下「悪質な事由」という。)が明らかであるときは、若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき又は極めて悪質な事由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表第1及び別表第2に定める指名停止の期間並びに第2項の規定により定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。ただし、通算して2年を限度とする。

- 5 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、別表第1及び別表第2に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者又

はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次に各号のいずれかに該当する場合（第3条第2項の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有するものから、談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (2) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は審決において、首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (3) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。
 - (5) 市職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提訴された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。
- 2 市長は、別表第2第2項に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

（指名停止等の通知）

- 第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第3項若しくは第4項若しくは前条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定により指名停止期間を変更し、又は第5条第5項の規定により指名停止の解除をしたときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

- 第8条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただ

し、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市発注に係る建設工事等を下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は喚起を行うことができる。

(その他)

第11条 この基準の運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

改正後の別表第2の2の規定は、施行日以後、新たな事実に係る排除措置命令等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準に適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 箇月</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>(2) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘され、議会で報告されたとき。</p> <p>(3) 工事成績が不良なとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>3 市発注に係る建設工事等以外の県内公共建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>(2) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘され、議会で報告されたとき。</p>	<p>2 箇月</p> <p>2 箇月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、第2項に掲げる場合のほか、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 2 箇月以上の履行遅滞があったとき。</p> <p>(2) 1 箇月以上2 箇月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(3) 1 箇月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(4) 建設工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害防止及び危険防止対策が不良のとき。</p> <p>イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものは除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p>

<p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p>	<p>6 箇月</p>
<p>6 市発注に係る建設工事等以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）を県内において施工等を行うに当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>3 箇月</p>
<p>7 近畿府県（近畿府県とは、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。）の区域内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>2 箇月</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）</p> <p>8 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>9 県内の一般建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>10 近畿府県の区域内の公共建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に多数の死亡者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月</p>

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者等が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が、近畿府県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者等が、近畿府県以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12箇月</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>6 箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注の建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(2) 県内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(3) 近畿府県の区域内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(4) 近畿府県の区域外の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(5) 市発注の建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(6) 県内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(7) 近畿府県の区域内の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(8) 近畿府県の区域外の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月</p> <p>8 箇月</p> <p>4 箇月</p> <p>4 箇月</p> <p>18箇月</p> <p>12箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>6 箇月</p>
<p>(談合等)</p> <p>3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は書類送検を知った日から</p>

<p>(1) 市発注の建設工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は書類送検されたとき。</p> <p>(2) 県内の一般建設工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 近畿府県の区域内の一般建設工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 近畿府県の区域外の一般建設工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>18箇月</p> <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>6 箇月</p>
<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p>	
<p>4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第29条若しくは第30条の規定又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p>
<p>(1) 市の補助事業等に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条の規定又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>12箇月</p>
<p>(2) 県内の市町の補助事業等に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条の規定又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>9 箇月</p>
<p>(3) 近畿府県の区域内の自治体の補助事業等に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条の規定又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>6 箇月</p>
<p>(4) 近畿府県の区域外の自治体の補助事業等に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条の規定又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>(暴力団関係)</p>	
<p>5 入札参加資格者に関し、警察からの通報に基づき、暴力団員が経営に関与している等の事実が明らかになったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む。）していることが明らかになったとき。</p>	<p>12箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p>
<p>(2) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。</p>	<p>6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p>
<p>(3) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持</p>	<p>6 箇月以上その事実がなくなったことが明</p>

<p>って、暴力団の威力を利用したことが明らかとなったとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。</p> <p>(5) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>らかとなったときまで</p> <p>3 箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p> <p>6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の違反の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>イ 県内の一般建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ウ 近畿内の一般建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>エ 近畿外の一般建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>ウ 近畿内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>エ 近畿外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>ウ 近畿内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>エ 近畿外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p>	<p>当該認定の日から</p> <p>9 箇月</p> <p>8 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>5 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>1 箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 第1項から前項に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>

(1) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 箇月
イ 県内の一般建設工事に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8 箇月
ウ 近畿府県の区域内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月
エ 近畿府県の区域外の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月
(2) 前号に規定する者以外の入札参加資格者等が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月
イ 県内の一般建設工事に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	5 箇月
ウ 近畿府県の区域内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月
(3) 入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月
(4) 入札参加資格者等が業務関連法令に重大な違反をしたとき。	
ア 市発注に係る建設工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。	3 箇月
イ 県内の一般建設工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。	2 箇月
ウ 近畿府県の区域内の一般建設工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。	1 箇月
エ 近畿府県の区域外の一般建設工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。	1 箇月
(5) 入札参加資格者等が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 県内において、保管場所の確保等に関する法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	2 箇月
イ 近畿府県の区域内において、保管場所の確保等に関する法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	1 箇月
(その他)	

<p>8 入札参加資格者等に重大な反社会的行為があり、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき等指名停止を必要とするとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>
<p>(1) 入札参加資格者又はその役員が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p>	<p>取引再開まで</p>
<p>(3) 入札参加資格者等が、一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。</p>	<p>1 箇月</p>
<p>(4) 入札参加資格者等が、低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>(5) 受注者又はその下請業者が暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。</p>	<p>3 箇月以上</p>
<p>(6) その他市長が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。</p>	<p>12箇月以内</p>